

《論 說》

英国の無期刑（1）

— 重大犯罪における行為と危険性との
関係が問題になる一場面として —

吉 開 多 一

【目次】

- I はじめに
- II 無期刑の種類
- III 最低拘禁期間（以上本号）
- IV 施設内処遇
- V 仮釈放
- VI 運用状況
- VII 歴史的展開
- VIII 考察
- IX 結びに代えて

I はじめに

英国（イングランド及びウェールズをいう。以下同じ。）では死刑が廃止されており、無期刑（life imprisonment）が最高刑となっている。

英国の無期刑の特徴は、無期刑受刑者が最低限拘禁されなければならない期間である「最低拘禁期間」（minimum term）が設定されることである。この最低拘禁期間は、かつては「タリフ」（tariff）と言われ、現在でもかつての名残でそのように言われることがある。最低拘禁期間は、「犯罪の重大性」（seriousness of offence）を回顧的に評価し、将来に仮釈放されることを前提として定期で設定されるのが通常であるが、終身（whole life）とすることも認められている。その場合は無期刑が、生涯にわたって仮釈放を認めずに拘禁する、終身刑として機能することになる。しかし、この

ように最低拘禁期間が終身とされることは極めて例外的な場合に限られている。本稿が本来であれば「終身刑」と訳すべき life imprisonment を「無期刑」と訳したのは、このような英国の現状を踏まえたためである。

最低拘禁期間は、無期刑受刑者が仮釈放資格を得るために最低限拘禁されなければならない期間であって、最低拘禁期間が経過すれば直ちに仮釈放されるわけではない。最低拘禁期間の経過後は、仮釈放委員会 (Parole Board) の審査によって、仮釈放の許否が決められる。仮釈放委員会は、無期刑受刑者の「公衆への危険性」(risk to the public) が仮釈放を許容できる程度に低減しているか否かを審査する。ここでは、無期刑受刑者が行った犯罪の重大性ではなく、無期刑受刑者の将来の危険性が問題とされる。

このように英国の無期刑は、回顧的な犯罪事実の重大性に応じた定期の最低拘禁期間を定め、最低拘禁期間の満了後は展望的な危険性に依拠して不定期に拘禁を継続するという、定期刑に不定期刑を「接ぎ木」したような構造になっている。

本稿は、こうした英国の無期刑制度を、重大犯罪における責任と危険性との関係が問題になる一場面として考察しようとするものである。まず制度の概要や運用状況について述べ、英国の無期刑制度はわが国のそれと比べて、相当に複雑であることを明らかにする。このように英国の無期刑制度が複雑になった理由を理解するためには、英国の無期刑制度が立法のみならず、閣僚による議会答弁、英国裁判所の裁判例及び欧州人権裁判所の裁判例等によって、ダイナミックに変化を続けてきた経緯を見なければならぬ。そこで、引き続きこうした歴史的展開を辿っていく。その上で、わが国の無期刑制度との比較も含めた考察を加えることにしたい。

なお、筆者は、2002年度人事院派遣行政官短期在外研究員として英国に派遣され、英国の無期刑について調査研究する機会をいただいた。本稿はその際に得られた知見を基礎とし、最新の動向を補足したものである。もとより一研究者の立場から全面的に書き下ろしたものではあるが、本稿をまとめるにあたっては、当時の調査研究に拠るところが大きく、むしろ

当時の調査研究がなければ、本稿をまとめることは到底できなかった。貴重な機会を与えていただいた当時の関係各位に対し、冒頭で改めて感謝を申し上げておきたい。

II 無期刑の種類

1 裁量的無期刑

(1) 概説

英国の無期刑のうち、最も古くから存在しているのが裁量的無期刑（discretionary life sentence）である。1861年対人犯罪法（Offences against the Person Act 1861）に定められており、遅くとも1861年には存在していたことになる。

裁量的無期刑は、最高刑が無期刑とされている一定の重大犯罪に対する無期刑であって、無期刑が言い渡されるか否かは完全に裁判官の裁量に委ねられている。

対象となる犯罪は、別表1の「最高刑」欄で最高刑が無期刑とされている犯罪である。

英国には統一的な刑法典はなく、謀殺などコモンローに根拠を有する犯罪のほか、裁量的無期刑を科す根拠となるのは、各犯罪について定めている法令である。裁量的無期刑を科すことが可能な犯罪は50以上あるが、その多くは訴追されることが稀だとされている⁽¹⁾。主なものとしては別表1記載のとおり、暴力犯罪として、故殺、幼児殺、墮胎、謀殺未遂、謀殺の教唆、故意ある重大な身体傷害、誘拐、不法監禁、拷問、強盗、放火、生命を危険にする目的での銃火器の所持、逮捕に抵抗するための銃火器の使用、犯罪目的での銃火器の携帯などがあり、性犯罪として、強姦、13歳未満の少女との性交などがあり、薬物犯罪として、A級薬物⁽²⁾の輸出入、製造、供給又は供給目的での所持などがあり、司法に対する罪として、裁判誤導、適法な拘禁からの逃走などがある。

別表 1 無期刑の対象となる犯罪

罪名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	

暴力犯罪

謀殺 (murder)			○				○	
謀殺未遂 (attempt to murder)		無期刑		○	○	○		
謀殺の共謀 (conspiracy to commit murder)		無期刑		○	○	○		
謀殺の勧誘 (incitement to murder)		無期刑		○	○	○		
故殺 (manslaughter)		無期刑		○	○	○	○	○
誘拐 (kidnapping)		無期刑			○	○		
不法監禁 (false imprisonment)		無期刑			○	○		
謀殺教唆 (soliciting to murder)	1861年対人犯罪法 (Offences against the Person Act 1861) 4条	無期刑			○	○	○	○
殺害脅迫 (threat to kill)	同 16 条	10 年			○	○		
故意ある重大な身体傷害 (wounding or grievous bodily harm with intent)	同 18 条	無期刑		○	○	○	○	○
犯意ある傷害 (malicious wounding)	同 20 条	5 年			○			
正式起訴犯罪実行時における実行又は幫助のための窒息死未遂 (attempting to choke, suffocate or strangle in order to commit or assist in committing an indictable offence)	同 21 条	無期刑			○	○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
正式起訴犯罪実行時における実行又は幫助のためのクロロホルム等の使用 (using chloroform etc. to commit or assist in the committing of any indictable offence)	同 22 条	無期刑			○	○	
生命を危険にし又は重大な身体傷害を加えるための犯意ある毒物の投与 (maliciously administering poison etc. so as to endanger life or inflict grievous bodily harm)	同 23 条	10 年			○	○	
子どもの遺棄 (abandoning children)	同 27 条	5 年			○		
爆発物による身体傷害 (causing bodily injury by explosives)	同 28 条	無期刑			○	○	
重大な身体傷害を加える目的での爆発物等の使用 (using explosives etc. with intent to do grievous bodily harm)	同 29 条	無期刑			○	○	
身体傷害を加える目的での爆発物の設置 (placing explosives with intent to do bodily injury)	同 30 条	14 年			○	○	
重大な身体傷害を加える目的でのばね銃等の設置 (setting spring guns etc. with intent to do grievous bodily harm)	同 31 条	5 年			○		
鉄道の乗客の安全を危険にする罪 (endangering the safety of railway passengers)	同 32 条	無期刑			○	○	
危険な運転による傷害 (injuring persons by furious driving)	同 35 条	2 年			○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
難破船を保護している係官への暴行 (assaulting officer preserving wreck)	同 37 条	7 年			○		
逮捕に抵抗する目的での暴行 (assault with intent to resist arrest)	同 38 条	2 年			○		
現に身体傷害を惹起した暴行 (assault occasioning actual bodily harm)	同 47 条	5 年			○		
生命又は財産に危険を及ぼす可能性がある爆発をさせた罪 (causing explosion likely to endanger life or property)	1883年爆発物法 (Explosive Substances Act 1883) 2 条	無期刑			○	○	
爆発未遂等 (attempt to cause explosion, or making or keeping explosive with intent to endanger life or property)	同 3 条	無期刑			○	○	
墮胎 (child destruction)	1929年幼児生命 (保護) 法 (Infant Life (Preservation) Act 1929) 1 条	無期刑			○	○	
児童虐待 (cruelty to children)	1933年児童青年法 (Child and Young Persons Act 1933) 1 条	10 年			○		
幼児殺 (infanticide)	1938 年 幼 児 殺 法 (Infanticide Act 1938) 1 条	無期刑			○	○	

罪 名		最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
					特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
生命を危険にする目的での銃火器の所持 (possession of firearm with intent to endanger life)	1968年銃火器法 (Firearm Act 1968) 16条	無期刑		○	○	○	○	○
暴力の恐怖をもたらす目的での銃火器の所持 (possession of firearm with intent to cause fear of violence)	同法 16条 A	10年			○	○		
逮捕に抵抗するための銃火器の使用 (use of firearm to resist arrest)	同法 17条 1項	無期刑		○	○	○	○	○
同法附則 1 に定める犯罪の実行時又は同犯罪による逮捕時の銃火器の所持 (possession of firearm at time of committing or being arrested for offence specified in Schedule 1 to that Act)	同法 17条 2項	無期刑		○ ※強盗 (robbery) の場合	○	○	○ ※強盗 (robbery) の場合	○ ※強盗 (robbery) の場合
犯罪目的での銃火器の携帯 (carrying a firearm with criminal intent)	同法 18条	無期刑		○	○	○	○	○
強盗又は強盗目的での暴行 (robbery or assault with intent to rob)	1968年窃盗法 (Theft Act 1968) 8条	無期刑			○	○		
重大な身体傷害を加える目的での不法侵入又は建物その他に不法な損害を加える目的での不法侵入 (burglary with intent to (a) inflict grievous bodily harm on a person or (b) do unlawful damage to a building or anything in it)	同法 9条	現住建物の場合 14年 その他の場合 10年			○	○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
加重不法侵入強窃盜 (aggravated burglary)	同法 10 条	無期刑			○	○	
加重車両不法取得 (人が死亡する事故を起こした場合) (aggravated vehicle-taking involving an accident which caused the death of any person)	同法 12 条 A	14 年			○	○	
放火 (arson)	1971年犯罪損害法 (Criminal Damage Act 1971) 1 条	無期刑			○	○	
放火以外の方法による財産の破壊又は損害 (destroying or damaging property other than an offence of arson)	同法 1 条 2 項	無期刑			○	○	
人質誘拐 (hostage-taking)	1982年人質誘拐法 (Taking of Hostage Act 1982) 1 条	無期刑			○	○	
ハイジャック (hijacking)	1982年航空安全法 (Aviation Security Act 1982) 1 条	無期刑			○	○	
航空機の破壊、損害又は危険惹起 (destroying, damaging or endangering safety of aircraft)	同法 2 条	無期刑			○	○	
航空機の危険を惹起し、又はその可能性があるその他の行為 (other acts endangering or likely to endanger safety of aircraft)	同法 3 条	無期刑			○	○	

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
特定の危険物品に関連する犯罪 (offences in relation to certain dangerous articles)	同法4条	5年			○		
患者の虐待 (ill-treatment of patients)	1983年精神保健法 (Mental Health Act 1983) 127条	2年			○		
女性割礼禁止 (prohibition of female circumcision)	1985年女性割礼禁止法 (Prohibition of Female Circumcision 1985) 1条	5年			○		
暴動 (riot)	1986年公共秩序法 (Public Order Act 1986) 1条	10年			○	○	
暴力治安びん乱 (violent disorder)	同法2条	5年			○		
闘争 (affray)	同法3条	3年			○		
拷問 (torture)	1988年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1988) 134条	無期刑			○	○	
危険運転致死 (causing death by dangerous driving)	1988年道路交通法 (Road Traffic Act 1988) 1条	14年			○	○	
飲酒又は薬物の影響下での過失運転致死 (causing death by careless driving when under influence of drink or drugs)	同法3条A	14年			○	○	
空港等の危険惹起 (endangering safety at aerodromes)	1990年航空及び海運安全法 (Aviation and Maritime Security Act 1990) 1条	無期刑			○	○	

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
船舶に対するハイジャック (hijacking of ships)	同法 9 条	無期刑			○	○	
固定プラットフォームの 奪取又は支配 (seizing or exercising control of fixed plat- forms)	同法 10 条	無期刑			○	○	
固定プラットフォームの 破壊又は危険の惹起 (destroying fixed plat- forms or endangering their safety)	同法 11 条	無期刑			○	○	
安全な運行を危険にし、 又は危険にする可能性が あるその他の行為 (other acts endangering or likely to endanger safe navigation)	同法 12 条	無期刑			○	○	
脅迫を伴う罪 (offences involving threats)	同法 13 条	無期刑			○	○	
英仏海峡トンネルの列車及 びシステムに関連する罪 (offences relating to Channel Tunnel trains and the tunnel system)	1994年英仏海 峡トンネル (安全) 命令 (Channel Tunnel (Sec- urity) Or- der 1994) パート 2	無期刑			○	○	
人を暴力の恐怖下に置く罪 (putting people in fear of violence)	1997年ハラス メントからの 保護法 (Pro- tection from Harassment Act 1997) 4 条	5 年			○		
人種的又は宗教的理由に よる加重暴行 (racially or religiously aggravated assaults)	1998年犯罪及 び不秩序法 (Crime and Disorder Act 1998) 29 条	重大傷害又 は現に傷害 を負わせた 場合 7 年 その他の場合 2 年			○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
1986年公共秩序法4条又は4条Aに定める人種的又は宗教的理由による加重犯罪 (racially or religiously aggravated offences under section 4 or 4A of the Public Order Act 1986)	同法31条1項(a)又は(b)	2年			○		
大量虐殺、人道に対する罪、戦争犯罪その他の関連する犯罪で、謀殺を伴わないもの (genocide, crimes against humanity, war crimes and related offences other than involving murder)	2001年国際刑事裁判所法(International Criminal Court Act 2001) 51条又は52条	30年			○	○	
女性生殖器損傷 (female genital mutilation)	2003年女性生殖器損傷法(Female Genital Mutilation Act 2003) 1条	14年			○	○	
女性生殖器損傷幫助 (assisting a girl to mutilate her own genitalia)	同法2条	14年			○	○	
海外での連合王国国民以外の女性生殖器損傷幫助 (assisting a non-UK person to mutilate overseas a girl's genitalia)	同法3条	14年			○	○	
家庭内暴力致死 (causing or allowing the death of a child or vulnerable adult)	2004年家庭内暴力、犯罪及び被害者法(Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004) 5条	14年					○

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	

性犯罪

強姦 (rape)	1956年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1956) 1条	無期刑		○ ※未遂も含む	○	○	○	
脅迫による女性あつせん (procurement of woman by threats)	同法2条	2年			○			
虚偽の表示による女性あつせん (procurement of woman by false pretenses)	同法3条	2年			○			
性交をするため又は性交を促進するための薬物の投与 (administering drugs to obtain or facilitate intercourse)	同法4条	2年			○			
13歳未満の少女との性交 ※未遂の場合は7年 (intercourse with girl under 13)	同法5条	無期刑		○	○	○	○	
16歳未満の少女との性交 (intercourse with girl under 16)	同法6条	2年			○			
障害のある者との性交 (intercourse with a defective)	同法7条	2年			○			
障害のある者のあつせん (procurement of a defective)	同法9条	2年			○			
男性による近親相姦 (incest by a man) ※相手が13歳未満で未遂の場合は7年 ※相手が13歳以上で未遂の場合は2年	同法10条	相手が13歳未満の場合 無期刑 13歳以上の場合 7年			○	○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
女性による近親相姦 (incest by a woman) ※未遂の場合は2年	同法11条	7年		○			
女性に対するわいせつな暴行 (indecent assault on a woman)	同法14条	10年		○	○		
男性に対するわいせつな暴行 (indecent assault on a man)	同法15条	10年		○	○		
反自然的性交目的での暴行 (assault with intent to commit buggery)	同法16条	10年		○	○		
強制又は財産目的での女性誘拐 (abduction of woman by force or for the sake of her property)	同法17条	14年		○	○		
親又は保護者の下から18歳未満の未婚少女を誘拐する罪 (abduction of unmarried girl under 18 from parent or guardian)	同法19条	2年		○			
親又は保護者の下から16歳未満の未婚少女を誘拐する罪 (abduction of unmarried girl under 16 from parent or guardian)	同法20条	2年		○			
親又は保護者の下から障害のある者を誘拐する罪 (abduction of defective from parent or guardian)	同法21条	2年		○			
女性に売春を強制する罪 (causing prostitution of women)	同法22条	2年		○			

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
21 歳未満の女性のあっせん (procurator of girl under 21)	同法 23 条	2 年			○		
売春宿への女性の拘禁 (detention of woman in brothel)	同法 24 条	2 年			○		
13 歳未満の少女に対する性交のための場所提供 (permitting girl under 13 to use premises for intercourse)	同法 25 条	無期刑			○	○	
16 歳未満の少女に対する性交のための場所提供 (permitting girl under 16 to use premises for intercourse)	同法 26 条	2 年			○		
障害のある者に対する性交のための場所提供 (permitting defective to use premises for intercourse)	同法 27 条	2 年			○		
16 歳未満の少女に対する売春の強制又は勧奨、16 歳未満の少女との性交又は 16 歳未満の少女に対するわいせつな暴行 (causing or encouraging the prostitution of, intercourse with or indecent assault on girl under 16)	同法 28 条	2 年			○		
障害のある者に対する売春の強制又は勧奨 (causing or encouraging the prostitution of defective)	同法 29 条	2 年			○		
男性による教唆 (soliciting by men)	同法 32 条	2 年			○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
売春宿の保有 (Keeping a brothel)	同法 33 条	6 月		○			
患者との性交 (sexual intercourse with patients)	1959年精神保健法 128 条	2 年		○			
幼い児童に対するわいせつ行為 (indecent conduct towards young child)	1960年児童わいせつ法 (Indecency with Children Act) 1 条	10 年		○	○		
同性愛行為のためのあっせん (procuring others to commit homosexual acts)	1967年性犯罪法 4 条	2 年		○			
男性売春による生計の維持 (living on earnings of male prostitution)	同法 5 条	7 年		○			
強姦目的での不法侵入 (burglary with intent to commit rape)	1968年窃盗法 9 条	現住建物の場合 14 年 その他の場合 10 年		○	○		
16 歳未満の少女に対する近親相姦への勧誘 (inciting girl under 16 to have incestuous sexual intercourse)	1977年刑事法 (Criminal Law Act 1977) 54 条	2 年		○			
児童のわいせつな写真撮影等 (indecent photographs of children)	1978年児童保護法 (Protection of Children Act 1978) 1 条	10 年		○	○		○
1876 年関税強化法 42 条によって輸入が禁止されている物 (わいせつ又はわいな物品) に関し、納税の義務を不正に免れる罪 (penalty for fraudulent evasion of duty etc. in relation to goods prohibited to be imported under section 42 of the Customs Consolidation Act 1876 (indecent or obscene articles))	1979年関税及び物品税法 (Customs and Excise Management Act 1979) 170 条	7 年		○			

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
児童のわいせつな写真の所持 (possession of indecent photograph of a child)	1988年刑事司法法 160 条	5 年			○		
強姦 (rape)	2003年性犯罪法 1 条	無期刑			○	○	○
挿入による暴行 (assault by penetration)	同法 2 条	無期刑			○	○	○
性的暴行 (sexual assault)	同法 3 条	10 年			○	○	
同意を得ないで性的行為を強制する罪 (causing a person to engage in sexual activity without consent)	同法 4 条	挿入を強制した場合 無期刑 その他の場合 10 年			○	○	○
13 歳未満の児童の強姦 (rape of a child under 13)	同法 5 条	無期刑			○	○	○
13 歳未満の児童に対する挿入による暴行 (assault of a child under 13 by penetration)	同法 6 条	無期刑			○	○	○
13 歳未満の児童に対する性的暴行 (sexual assault of a child under 13)	同法 7 条	14 年			○	○	○
13 歳未満の児童に対する性的行為の強制又は勧誘 (causing or inciting a child under 13 to engage in sexual activity)	同法 8 条	挿入を強制又は勧誘した場合 無期刑 その他の場合 14 年			○	○	○
16 歳未満の児童との性的行為 (sexual activity with a child)	同法 9 条	14 年			○	○	○
16 歳未満の児童に対する性的行為の強制又は勧誘 (causing or inciting a child to engage in sexual activity)	同法 10 条	14 年			○	○	○

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑	
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科		
16歳未満の児童の面前での性的行為 (engaging in sexual activity in the presence of a child)	同法 11 条	10 年			○	○		○
16歳未満の児童に性的行為を見るよう強制する罪 (causing a child to watch a sexual act)	同法 12 条	10 年			○	○		○
児童又は少年による、児童に対する性犯罪 (child sex offences committed by children or young persons)	同法 13 条	5 年			○			
児童の性犯罪を準備し又は促進する罪 (arranging or facilitating commission of a child sex offence)	同法 14 条	14 年			○	○		○
性犯罪を行う意図を秘して16歳未満の児童と会う罪 (meeting a child following sexual grooming etc.)	同法 15 条	10 年			○	○		○
信用ある地位を乱用して、18歳未満の児童と性的行為をする罪 (abuse of position of trust: sexual activity with a child)	同法 16 条	5 年			○			
信用ある地位を乱用して、18歳未満の児童に性的行為を行うように強制又は勧誘する罪 (abuse of position of trust: causing or inciting a child to engage in sexual activity)	同法 17 条	5 年			○			

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
信用ある地位を乱用して、18歳未満の児童の面前で性的行為をする罪 (abuse of position of trust: engaging in sexual activity in the presence of a child)	同法 18 条	5 年			○		
信用ある地位を乱用して、18歳未満の児童に性的行為を見せる罪 (abuse of position of trust: causing a child to watch a sexual act)	同法 19 条	5 年			○		
家庭内の児童との性的行為 (sexual activity with a child family member)	同法 25 条	行為者が18歳以上 14年 行為者が18歳未満 5年			○	○	○ ※ 行為者が18歳以上の場合
家庭内の児童に対し性的行為を行うように勧誘する罪 (inciting a child family member to engage in sexual activity)	同法 26 条	行為者が18歳以上 14年 行為者が18歳未満 5年			○	○	○ ※ 行為者が18歳以上の場合
選択能力に支障がある精神障害者との性的行為 (sexual activity with a person with a mental disorder impeding choice)	同法 30 条	挿入を伴う場合 無期刑 その他の場合 14年			○	○ ※ 最高刑が無期刑の場合	○ ※ 最高刑が無期刑の場合
選択能力に支障がある精神障害者に対し性的行為を行うように強制又は勧誘する罪 (causing or inciting a person with a mental disorder impeding choice to engage in sexual activity)	同法 31 条	挿入を伴う場合 無期刑 その他の場合 14年			○	○ ※ 最高刑が無期刑の場合	○ ※ 最高刑が無期刑の場合

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
選択能力に支障がある精神障害者の面前で性的行為をする罪 (engaging in sexual activity in the presence of a person with a mental disorder impeding choice)	同法 32 条	10 年			○	○	
選択能力に支障がある精神障害者に性的行為を見せる罪 (causing a person with a mental disorder impeding choice to watch a sexual act)	同法 33 条	10 年			○	○	
精神障害者と性的行為をするために行う勧誘、脅迫又は欺罔 (inducement, threat or deception to procure sexual activity with a person with a mental disorder)	同法 34 条	挿入を伴う場合 無期刑 その他の場合 14 年			○	○	※ 最高刑が無期刑の場合
精神障害者に対し勧誘、脅迫又は欺罔によって性的行為を行うように強制し又は性的行為に同意するよう強制する罪 (causing a person with a mental disorder to engage in or agree to engage in sexual activity by inducement, threat or deception)	同法 35 条	挿入を伴う場合 無期刑 その他の場合 14 年			○	○	※ 最高刑が無期刑の場合
勧誘、脅迫又は欺罔によって精神障害者の面前で性的行為をする罪 (engaging in sexual activity in the presence, procured by inducement, threat or deception, of a person with a mental disorder)	同法 36 条	10 年			○	○	

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑	
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科		
勧誘、脅迫又は欺罔によって精神障害者に性的行為を見せる罪 (causing a person with a mental disorder to watch a sexual act by inducement, threat or deception)	同法 37 条	10 年			○	○		
ケアワーカーによる精神障害者との性的行為 (care workers: sexual activity with a person with a mental disorder)	同法 38 条	10 年			○	○		
ケアワーカーによる性的行為を強制又は勧誘する罪 (care workers: causing or inciting sexual activity)	同法 39 条	10 年			○	○		
ケアワーカーによる精神障害者の面前で性的行為をする罪 (care workers: sexual activity in the presence of a person with a mental disorder)	同法 40 条	7 年			○			
ケアワーカーによる精神障害者に性的行為を見せる罪 (care workers: causing a person with a mental disorder to watch a sexual act)	同法 41 条	7 年			○			
児童の性的サービスへの対償の供与 (paying for sexual services of a child)	同法 47 条	児童が 13 歳未満で、挿入を伴う場合 無期刑 16 歳未満の場合 14 年 16 歳又は 17 歳の場合 7 年			○	○	○ ※ 最高刑が 無期刑の 場合	○ ※ 最高刑が 無期刑の 場合

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
児童を売春又はポルノへと強制又は勧誘する罪 (causing or inciting child prostitution or a child involved pornography)	同法 48 条	14 年		○	○		○
児童売春又は児童ポルノを管理する罪 (controlling a child prostitute or a child involved in pornography)	同法 49 条	14 年		○	○		○
児童売春又は児童ポルノを準備し又は促進する罪 (arranging or facilitating child prostitution or pornography)	同法 50 条	14 年		○	○		○
利益目的での売春の強制又は勧誘 (causing or inciting prostitution for gain)	同法 52 条	7 年		○			
利益目的での売春の管理 (controlling prostitution for gain)	同法 53 条	7 年		○			
性的搾取目的での連合王国内への人身売買 (trafficking into the UK for sexual exploitation)	同法 57 条	14 年		○	○		
性的搾取目的での連合王国内での人身売買 (trafficking within the UK for sexual exploitation)	同法 58 条	14 年		○	○		
性的搾取目的での連合王国外への人身売買 (trafficking out of the UK for sexual exploitation)	同法 59 条	14 年		○	○		
性的行為目的での薬物投与 (administering a substance with intent)	同法 61 条	10 年		○	○		

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑	
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科		
性犯罪目的での犯罪 (committing an offence with intent to commit a sexual offence)	同法 62 条	犯罪が誘拐又は不法監禁の場合 無期刑 その他の場合 10 年			○	○	○ ※ 最高刑が無期刑の場合	○ ※ 最高刑が無期刑の場合
性犯罪目的での不法侵入 (trespass with intent to commit a sexual offence)	同法 63 条	10 年			○	○		
親族関係にある成人との性交：挿入 (sex with an adult relative: penetration)	同法 64 条	2 年			○			
親族関係にある成人との性交：挿入への同意 (sex with an adult relative: consenting to penetration)	同法 65 条	2 年			○			
性器の露出 (exposure)	同法 66 条	2 年			○			
のぞき (voyeurism)	同法 67 条	2 年			○			
獣姦 (intercourse with an animal)	同法 69 条	2 年			○			
屍姦 (sexual penetration of a corpse)	同法 70 条	2 年			○			

テロ犯罪

テロ組織の運営をする罪 (directing terrorist organisation)	2000年テロリズム法 (Terrorism Act 2000) 56 条	無期刑						○
テロ目的での物品の所持 (possession of article for terrorist purpose)	同法 57 条	15 年						○

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑	
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科		
海外でのテロ行為の勧誘 (inciting terrorism overseas)	同法 59 条	テロ行為が無期刑に相当する犯罪の場合 無期刑 その他の場合 10 年						○
核兵器の使用等 (use etc of nuclear weapon)	2001年反テロリズム、犯罪及び安全法 (Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001) 47 条	無期刑						○
海外での生物化学兵器等に関する行為の援助又は誘導 (assisting or inducing certain weapons-related acts overseas)	同法 50 条	無期刑						○
害悪又は脅威を起こすための有毒物質の使用 (use of noxious substance or thing to cause harm or intimidate)	同法 113 条	14 年						○
テロ行為の準備 (preparation of terrorist acts)	2006年テロリズム法 (Terrorism Act 2006) 5 条	無期刑						○
放射性装置又は放射性物質の製造又は所持 (making or possession of radioactive devices or materials)	同法 9 条	無期刑						○
放射性装置又は放射性物質の悪用等 (misuse of radioactive devices or materials and misuse and damage of facilities)	同法 10 条	無期刑						○

罪 名	最高刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP			新・自動的無期刑
				特定犯罪	重大犯罪	重大前科	
放射性放射性装置、放射性物質又は放射性施設に関するテロリストによる脅迫 (terrorist threats relating to radioactive devices, materials or facilities)	同法 11 条	無期刑					○

薬物犯罪

A 級薬物の輸入又は輸出 (importation and exportation of a Class A drug)	1971年薬物乱用法 (Misuse of Drugs Act 1971) 3 条、1979年関税及び消費税管理法 (Customs and Excise Management Act 1979) 170 条 2 項	無期刑					
A 級薬物の製造 (Production of a Class A drug)	1971年薬物乱用法 4 条 2 項	無期刑					
A 級薬物の供給又は供給の申出 (supplying or offering to supply a Class A drug)	同法 4 条 3 項	無期刑					
A 級薬物の供給目的での所持 (possession of a Class A drug with intent to supply it to another)	同法 5 条 3 項	無期刑					

司法に対する罪

裁判誘導 (perverting the course of justice)		無期刑					
適法な拘禁からの逃走 (escaping from lawful custody)		無期刑					

※Nigel Stone revised by Neil Stone, *A COMPANION GUIDE TO LIFE SENTENCES*, 2nd ed (2008), pp. 25-26, Nicola Padfield, *Beyond the Tariff*, (2002), p. 3, Jeccica Jacobson and Mike Hough, *Unjust Deserts: imprisonment for public protection*, (2010), APPENDIX 1 のほか、関連する法律を参考にして、筆者作成。邦訳については、横山潔「イギリス『2003 年性犯罪法』(法律第 42 号)」(1)～(3・完) 比較法雑誌 38 巻 2 号 (2004 年) 337 頁以下、同 3 号 191 頁以下、同 4 号 (2005 年) 229 頁以下を参考にした。

（2）裁量的無期刑の性質とその言渡し基準

裁量的無期刑は、1950年代から、不安定で危険な犯罪者に対する予防拘禁（preventive detention）の一形態として発展し、判決言渡しの時点での裁判官の判断により、定期刑では公衆の安全を守ることができないような不安定な性質を有すると認められる犯罪者から、公衆を守ることにその言渡しの根拠があるとされてきた⁽³⁾。

裁量的無期刑の言渡し基準に関するリーディングケースとしては、1967年の英国控訴院によるホッチソン事件判決⁽⁴⁾がある。この判決において、マッケンナ裁判官は、定期刑ではなく裁量的無期刑の言渡しを正当化される基準として

- ① 有罪判決を受けた犯罪が重大で、非常に長期間の刑が相当であること
- ② 有罪判決を受けた犯罪の性質又はこれまでの被告人の経歴から、被告人が不安定な性格で、将来再び重大な犯罪の再犯に至る危険が高いと認められること
- ③ 被告人が再犯に至った場合、それが性犯罪や暴力犯罪のように、他人に対して特に有害な結果をもたらす可能性があること

の3条件を挙げた。しかし、こうした3条件に拠ったとしても、回顧的な視点から被告人が有罪判決を受けた犯罪の重大性を重視するのか、展望的な視点から将来における被告人の危険性を重視するのかで、裁量的無期刑を言い渡す基準は異なってくる。

1983年の英国控訴院によるウィルキンソン事件判決⁽⁵⁾において、レイン首席裁判官は、裁量的無期刑の言渡しは「最も例外的な場合」（the most exceptional circumstances）に限られるとした上で、そうした場合に当たるのは

「大まかに言って、犯罪者が、公衆の生命又は身体の危険となる精神状態にあるが、何らかの理由により精神保健法（Mental Health Act）の対象にできない」場合であり、「このような危険がいつ低減するの

かを予測することはしばしば困難であるから、進捗を監視することができるよう、そして、犯罪者を自由にすれば公衆の安全が危険にさらされると認められる限り、犯罪者を拘禁することができるように、不定期刑が必要とされる。」

とした。

このウィルキンソン事件判決によって、裁量的無期刑は処罰(punishment)を目的としないことが明らかにされ、ホッジソン事件判決からすればおそらく誤りであるのに、定期刑であれば3～4年程度の比較的短い刑期しか言い渡されないような状況でも、ひんぱんに裁量的無期刑が言い渡されるようになったとの指摘がある⁽⁶⁾。

他方、1999年の英国控訴院によるチャップマン事件判決⁽⁷⁾において、ビンガム首席裁判官は、裁量的無期刑が正当化されるかどうかは、端的に

- ① 有罪判決を受けた犯罪の重大性
- ② 再犯のおそれ
- ③ 再犯のおそれがある犯罪の重大性

の相互関係によるべきであるとした。この場合に、再犯のおそれと再犯のおそれがある犯罪の重大性が大きければ大きいほど、有罪判決を受けた犯罪の重大性を重視しないことが許されるかもしれないが、有罪判決を受けた犯罪が非常に重大で長期間の刑を相当とすることは、裁量的無期刑を言い渡すにあたって不可欠の条件であるとされた。この事件では、被告人は放火によって訴追され、有罪を認め、第一審で裁量的無期刑を言い渡されたが、最低拘禁期間はわずか12か月であった。控訴院のビンガム首席裁判官は、前述のような理由から、第一審判決を破棄して10年の定期刑とした。

前述のとおり裁量的無期刑は予防拘禁の一形態として発展してきたとされる一方で、チャップマン事件判決のように、有罪判決を受けた犯罪の重大性が「不可欠の条件」とされているなど、行為責任と行為者の危険性との対立が表れやすい場面であると言える。

英国では、1991年刑事司法法（Criminal Justice Act 1991）2条2項(a)によって、自由刑の期間は犯罪の重大性と均衡したものでなければならないという量刑における「均衡性の原則」が明らかにされ、それが2000年刑事裁判所権限（量刑）法（Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000）80条2a項、さらに2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）153条2項に引き継がれている。したがって、英国においては、量刑は犯罪の重大性に応じたものであることが原則となる。しかし、前述したように裁量的無期刑は不安定で危険な犯罪者から社会を守るための予防拘禁の性質を有しており、犯罪の重大性に均衡した刑罰ではなく、「均衡性の原則」の例外として位置付けられている⁽⁸⁾。

（3）少年に対する裁量的無期拘禁

英国の刑事責任年齢は10歳で、成人年齢は18歳であるところ、犯行時10歳以上18歳未満の少年であった者が裁量的無期刑の対象となる犯罪をした場合、裁量的無期拘禁（detention for life）に処せられることがある。裁量的無期拘禁は、2000年刑事裁判所権限（量刑）法91条に根拠を有する。裁量的無期拘禁とするか否かは、裁量的無期刑と同様に完全に裁判所の裁量に委ねられている。

また、2003年刑事司法法が施行されるまで、犯行時に18歳以上21歳未満であった者が裁量的無期刑相当と認められる場合には、青年に対する裁量的無期刑（custody for life）が言い渡されていた。しかし、同法によって青年に対する裁量的無期刑は廃止され、18歳以上の者は一律に裁量的無期刑を言い渡されることになっている。

2 必要的無期刑

（1）概説

必要的無期刑（mandatory life sentence）は、1965年謀殺（死刑）廃止法（Murder (Abolition of the Death Penalty) Act 1965）1条1項に定

められている。必要的とは、裁判官に刑を選択する裁量が全くなく、謀殺で有罪となった者には無期刑以外の刑を言い渡すことができないことを意味する。

必要的無期刑の場合は、裁量的無期刑のように言渡し基準が問題になることはない。謀殺と認定されれば、裁判官は必要的無期刑を言い渡す以外に選択肢がない。したがって、謀殺とされるか故殺とされるかが被告人にとって重要な問題となる。故殺であれば裁量的無期刑が最高刑になるが、裁判官が裁量的無期刑を言い渡すのが相当ではないと判断すれば、その裁量によって定期刑を言い渡すこともできる。

(2) 謀殺と故殺

ところが、この謀殺と故殺の区別は、かなり微妙である。

英国の犯罪成立要件は、客観的な犯罪行為 (actus reus) と主観的な犯意 (mens rea) に大別されるが、謀殺も故殺も人を殺すという客観的な犯罪行為の面では同様であり、両者は主観的な犯意で区別され、謀殺には「予謀」 (malice aforethought) が必要とされる。しかし、この「予謀」という言葉は、その本来の用法と異なり、犯罪行為に先立って予め殺害の犯意が存在することを要しないため、ミスリーディングであるとされている⁽⁹⁾。例えば、被告人に人を殺害する故意があった場合のみならず、重大な身体傷害を加える故意があった場合でも、謀殺の成立は認められる。そのため、わが国では傷害致死罪となる事例も、英国では謀殺となる場合がある⁽¹⁰⁾。しかも、「予謀」が認められればすべて謀殺となるわけではなく、被告人側が、①自己制御の欠如 (loss of self-control)⁽¹¹⁾、②限定責任能力 (diminished responsibility)、③心中の合意 (suicide pact) のいずれかの部分防衛 (partial defence) をし、それが認められれば、謀殺ではなく故意故殺 (voluntary manslaughter) が成立することになる。それ以外にも、母が子を殺した場合で、その子が生後12か月未満であり、その母が幼い子を持ったことがなく、出産の影響から完全に立ち直っていない精神状態

にあったか、あるいは出産の結果として生じた裂傷が原因になっていた場合には、謀殺ではなく幼児殺が成立する⁽¹²⁾。こうした区別からすると、英国では、人を殺害する行為に対して成立する基本犯罪は故殺であり、謀殺は殺人の加重類型であるという説明⁽¹³⁾が、両者の関係を適切に表しているように思われる。

(3) 導入の経緯

英国では、必要的無期刑が導入される以前、1861年対人犯罪法1条により、謀殺に対する刑は必要的死刑とされていた。しかし、現実には、このように硬直した法律によって生じる刑罰の苛酷さを軽減するため、国王の慈悲大権（Royal Prerogative of mercy）によって死刑が無期刑に減輕され⁽¹⁴⁾、1953年の死刑に関する王立委員会によれば、1900年から1949年までの間、死刑の執行を猶予された者は45%に及んでいたという⁽¹⁵⁾。

1957年殺人法（Homicide Act 1957）は、前述した限定責任能力等の部分防御を認めて一定の謀殺を故殺として扱うことにしたほか、謀殺のうち

- ① 窃盗の過程又は窃盗を促進する目的でなされた謀殺
- ② 射殺又は爆発物による謀殺
- ③ 適法な逮捕を免れ、又は適法な拘禁から免れる目的の謀殺
- ④ 職務執行中の警察官や、警察官を援助している者に対する謀殺
- ⑤ 職務執行中の刑務官や、刑務官を援助している者に対する謀殺

の5類型を「死刑相当謀殺」（capital murder）とし、これに限定して必要的死刑を維持した一方、それ以外の謀殺については必要的無期刑として、必要的死刑の適用を限定していった。

そして、1965年謀殺（死刑廃止）法により、謀殺に対する死刑は廃止された。この法案が審議された際も、死刑の代替刑は裁量的無期刑とするべきであるとの議論があったが、死刑廃止法案の可決のために「妥協」がなされ、代替刑は必要的無期刑とされた⁽¹⁶⁾。

(4) 必要的無期刑に関する議論

必要的無期刑の存在が、実体法の領域にまで影響し、前述した謀殺と故殺の区別を微妙にしているという指摘がある。具体的には、以下のとおりである⁽¹⁷⁾。

- ・ 謀殺の故意があると言えるためには、被害者の死亡又は重大な身体傷害が「ほぼ確実」(virtually certain)で、被告人は「ほぼ確実」であることまで認識していたことを要するが、このような限定が付されているのは、必要的無期刑に相応しいような最も悪質な行為を謀殺とするためである。
- ・ 必要的無期刑の存在が、故意をさらに限定しようとする議論や、重大な身体傷害を加える故意では謀殺の故意として十分ではないとする議論に結びついている。
- ・ 例えば自己制御の欠如や限定責任能力といった部分防御は、謀殺から故殺に罪名を減じて、裁判官に量刑の裁量を与えるためのものであって、かりに謀殺の量刑について裁判官に広汎な裁量が認められれば、これらの部分防御は不要になるであろう。

必要的無期刑は、今日では多くの弁護士、裁判官、政治家及び研究者から、「不公正で不合理な過去の遺物」と批判されている⁽¹⁸⁾。しかし、これまでのところ、英国政府がこれを見直す様子はない。その存廃論の詳細については後述するが、ここでは必要的無期刑を支持する立場と反対する立場の議論を概観しておくことにしたい⁽¹⁹⁾。

必要的無期刑を支持する理由としては、以下のようなものが挙げられている。

- ・ 他人の生命を奪う謀殺は、「独特な凶悪さ」(unique heinousness)を有する犯罪であって、必要的無期刑のような特別な種類の刑罰が必要である。
- ・ 再収監の可能性を生涯にわたって残すことで犯罪者の再犯の危険に対処できる。

- ・ 刑事司法システムに対する公衆の信頼を維持するために必要である。
- ・ 謀殺の認知件数が長年にわたって著しく変動していないのは、必要的無期刑に抑止効果があるためと考えられる。
- ・ 必要的無期刑を廃止すれば、謀殺と故殺の区別が弱体化する。
- ・ 謀殺の刑を裁量的無期刑とすれば定期刑を言い渡される者も出てくるが、裁判官が適切な長期の刑期を定めるのは困難である。

他方で、反対する理由としては、以下のようなものが挙げられている。

- ・ 謀殺といっても慈悲殺（mercy-killing）のような事案もあり、具体的な状況や倫理的な非難の程度も様々であって、全ての謀殺を一括りにして同様に「独特な凶悪さ」を有するものとして扱うのは誤っている。
- ・ 重度の障害を有する一人息子を殺したような事件では、再犯の危険があるとは誰も思わない。
- ・ 実証的な研究によると、多くの人が量刑における「均衡性の原則」を受け入れており、必要的無期刑を裁量的無期刑にすると刑事司法システムに対する公衆の信頼を損なうとは言い難く、むしろ無期刑は犯罪者、被害者遺族、メディア又は公衆に対して、犯罪者が現実は何年間刑務所で服役すべきかを何も示していない。
- ・ 謀殺で有罪となった事件でも、殺意はなく、重大な身体傷害を加える故意しかなかった場合も多い。
- ・ 必要的無期刑を廃止した他のコモンローの法域では、謀殺が明らかに増加しているとは認められず、必要的無期刑に抑止効果があるという証拠はない一方、謀殺は突発的に起こることが多いので、明確な抑止効果は認め難い。
- ・ 裁判官が事案の重大性に応じた刑を科すことで、かえって謀殺と故殺の区別ができる。
- ・ 量刑については、各種指示によって第一審裁判官の負担が軽減さ

れ、量刑がばらつく危険も減少しており、不当に刑が軽い場合は、1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988）36条に基づき、法務総裁による控訴院への上訴も認められている。

- ・ 必要的無期刑は、量刑における「均衡性の原則」及び謙抑主義に反する。
- ・ 刑期が終身に及ぶことで、犯罪者の更生を妨げる。
- ・ 無期刑といっても、最低拘禁期間が10年以下や5年以下の者もいて、現実に刑務所で服役する期間との差がある。
- ・ 陪審員が必要的無期刑を避けるために、謀殺ではなく故殺で有罪とする不適切な評決が存在するとの指摘がある。

このように必要的無期刑には批判が多いが、必要的無期刑を裁量的無期刑に改めることは、政府がその検討を始めるだけで、公衆から強烈な反対を受けると考えられていて、2009年検屍官及び司法法に関する法案審議の過程において、英国議会上院で謀殺に対する必要的無期刑を裁量的無期刑に改める改正案が検討されたが、メディア筋からの反対が予想されたことから、すぐに却下されたという⁽²⁰⁾。

謀殺は「独特な凶悪さ」を有するという感情は、他人の生命を奪った者は自らの生命を神に差し出さなければならないというキリスト教の生命観の影響があるとの指摘もあるが⁽²¹⁾、英国においては政府や議会による必要的無期刑の見直しを検討することさえ困難にするほどの強固なものとなっている。その強固さは英国人以外の立場からは直ちに理解し難い不合理さも感じさせるが、一国の刑事政策が、合理性だけでは説明し尽くすことができない一例であるようにも思われる。このような問題があるとしても、必要的無期刑の性質は、謀殺という犯罪の重大性に応じた、回顧的な行為責任を重視した刑であって、同じ無期刑であっても、不安定で危険な犯罪者に対する予防拘禁としての性質が強い裁量的無期刑とは、その性質がかなり異なると言えよう。

（5）少年に対する必要的無期拘禁

犯行時 10 歳以上 18 歳未満の少年が謀殺で有罪となった場合には、必要的無期拘禁（detention during Her Majesty's pleasure）が言い渡される。前述した裁量的無期拘禁と異なり、少年が謀殺で有罪となった場合、成人と同様に裁判所には裁量が全くなく、無期拘禁を言い渡さなければならない。

もともと、この必要的無期拘禁は、必要的無期刑が導入される以前から存在していたのであって、必要的無期刑とは性質が異なるものと理解されている。

謀殺で有罪となった少年に対する必要的無期拘禁は、1908 年児童法（Children Act 1908）103 条によって導入され、当時は適用対象を 10 歳から 16 歳までとしていたものの、その後の 1991 年刑事司法法（Criminal Justice Act 1991）68 条により、適用対象が 18 歳未満にまで広げられた。1908 年児童法の以前には少年であっても、謀殺で有罪となれば死刑が言い渡されていたが、執行はされていなかった⁽²²⁾。

そもそも必要的無期拘禁は、1800 年精神障害者公判法（Trial of Lunatics Act 1800）により導入され、謀殺等の重大な罪名に触れる行為を行ったものの、行為時に精神の障害で心神喪失の状態にあり、処罰することが適切ではない触法精神障害者に対して適用されていたものであって、処罰よりも予防を目的とする処分であった。そうすると、犯罪の重大性を重視した必要的無期刑とは異なり、少年に対する必要的無期拘禁は、犯罪者の危険性に応じた保安処分の性質を有するものと言うことができ、むしろ裁量的無期刑に近いことになる。

こうした処罰よりも予防を目的とする処分を 18 歳未満の少年にも適用することは、必要的無期刑に批判的な立場からも、彼らの若さゆえに成人と同様の行為責任を負わせることは誤りで、彼らに可塑性があることからすれば、拘禁の条件を柔軟に決定することで更生のための最も適切な環境を整えられるのであるから、正当として評価されている⁽²³⁾。必要的無期

拘禁は、現在では1933年児童少年法53条1項から、2000年刑事裁判所権限（量刑）法90条に引き継がれて定められている。

3 自動的無期刑

(1) 概説

自動的無期刑（automatic life sentence）は、1997年犯罪（量刑）法（Crime（Sentencing）Act 1997）2条により新設された無期刑であり、一定の暴力犯罪及び性犯罪による前科を持つ者が、再び同種の犯罪を犯した場合に、裁判官が自動的に言い渡す無期刑である。いわゆる「三振法」ならぬ「二振法」として知られている⁽²⁴⁾。

自動的無期刑は、同法で「二度目の重大犯罪に対する必要的無期刑」（mandatory life sentence for second serious offence）とされていたが、「例外的な事情」（exceptional circumstances）がある場合には、裁判官は無期刑を言い渡さなくてよいものとされた。この「例外的な事情」の認定に裁判官の裁量が残されている点で、謀殺と認定された場合は無期刑以外の選択肢がない必要的無期刑とは区別される。

自動的無期刑の対象になる「重大犯罪」（serious offence）としては、13の罪名が列挙されているが（同法2条5項）、裁量的無期刑を言い渡すことができる犯罪よりもかなり限定されている。具体的な罪名は、別表1の「自動的無期刑」欄に○印を付したとおりであるが、謀殺未遂、故殺、故意ある重大な身体傷害、強姦、強姦未遂、13歳未満の少女との性交といった、裁量的無期刑相当の犯罪ばかりである。

こうした「重大犯罪」によって有罪判決を受けた被告人に、連合王国国内での「重大犯罪」の前科があるときは、裁判所は、「例外的な事情」があると認められる場合を除いて、被告人に無期刑を言い渡す（同法2条2項）。このとき、前科は同種のものでなくてもいいし、前科の時期も問われていない。前科は自動的無期刑の導入前のものであってもよい。

なお、裁判所は「例外的な事情」があると認めた場合、公開の法廷にお

いてその内容を明らかにしなければならない（同法2条3項）。

自動的無期刑の対象は、犯行時18歳以上の者に限られており、18歳未満の少年は適用対象外とされた（同法2条1項(b)）。もっとも、前科については何ら制限がないことから、18歳未満当時のものであってもよい。

（2）導入と廃止

自動的無期刑の導入を最初に提案したのは、1996年の英国政府の白書「公衆の保護——英国の犯罪に対する政府の戦略」であった。なぜ自動的無期刑が必要なのかにつき、同白書は次のように説明する⁽²⁵⁾。

謀殺犯が仮釈放後に重大犯罪の再犯をするケースは稀であり、謀殺犯に対する必要的無期刑はよく機能している。故殺、強姦及び重大な身体傷害といった暴力犯罪及び性犯罪でも、最高刑として無期刑が定められており、犯罪の重大性から無期刑が相当と認められるとき、あるいは、犯罪者をいつ釈放すれば安全かを決められないとき、裁判所は無期刑を言い渡す裁量を有している。

無期刑の最大の長所は、その柔軟性にある。無期刑は、犯罪の重大性に応じて処罰のために拘禁されるべき期間（タリフ）と、その期間が終了した後に安全に釈放できるかという問題とを別に考慮することができる。

しかし、裁判所は裁量的無期刑をほとんど言い渡しておらず、1994年に強姦又は強姦未遂で有罪判決を受けた者は434人いたが、無期刑になったのは12人であった。重大な暴力犯罪又は性犯罪で二度目の有罪判決を受けた者は217人いたが、裁量的無期刑になったのは10人しかいなかった。

このことは量刑が軽すぎることではない。暴力犯罪又は性犯罪に対しては長期間の定期刑が言い渡されている。しかし、定期刑では刑期の満了に伴い受刑者を釈放しなければならない。そのことが、釈放されると間もなく重大な犯罪を繰り返す結果に終わるといふ、多

数の悲劇的なケースをもたらしている。

公衆は重大かつ危険な常習犯罪者から適切に保護されなければならない。それには長期間の刑では不十分であり、危険な可能性がある犯罪者は、釈放される前に危険性についてアセスメントを受けさせなければならない。安全に釈放できないのであれば、必要があるときは不定期にわたって、引き続き拘禁されなければならない。

この提案は、処罰のために拘禁されるべき期間を長期化しようとするものではない。処罰のために拘禁されるべき期間は、定期刑を言い渡す時と同様に、引き続き犯罪の重大性に応じた適切な期間をタリフとして裁判官が言い渡すことになる。自動的無期刑は、タリフの終了後に危険性をアセスメントすることを可能にする。例えば性犯罪者であれば、性犯罪者処遇プログラムを受講したか、それに対してどのように応答してきたかが問題になる。自動的無期刑によって、裁判所が設定したタリフの終了後、公衆にとって本当に危険な犯罪者につき、仮釈放委員会が安全だと認めるまで釈放しないことが可能になる。釈放されても、他の無期刑受刑者と同様に、遵守事項が付されて再収監の可能性が残ることになる。

こうした自動的無期刑の提案には、裁判官が個別の犯罪や犯罪者の状況を考慮できなくなる不正義を招くといった批判や、実務的な懸念として、自動的無期刑に処せられると分かって有罪を認める者がいるのか、ドメスティック・ヴァイオレンスの事案で自動的無期刑になると分かれば、パートナーや子どもは証拠を出したがるのではないかと、陪審員は自動的無期刑を嫌って無罪の評決をしがちにならないかと、といった批判があった⁽²⁶⁾。

しかし、1997年犯罪（量刑）法は、滞りなく議会の承認を受け、自動的無期刑は、1997年9月30日以降に「重大犯罪」で有罪判決を受けた者で、かつ、「重大犯罪」の前科がある者について適用されるようになった。

その後自動的無期刑に関連して問題となったのは、「重大犯罪」の前

科を持つ者が、再び「重大犯罪」で有罪判決を受けたものの、裁判所が自動的無期刑を言い渡さない場合の「例外的な事情」の解釈である。この点については後述する。

自動的無期刑は、施行されてから約7年6か月後の2005年4月3日に廃止された。次に述べる公衆保護のための不定期刑の中に解消されたためである。

（3）自動的無期刑の性質

前述した白書の説明からも明らかなように、自動的無期刑は、重大な犯罪を対象にしているとはいえ、犯罪それ自体の重大性よりも、犯罪者の危険性を重視した刑として導入された。従来であれば裁量的無期刑にならなかった犯罪者を対象にしようとするものであるから、予防拘禁として発展してきたとされる裁量的無期刑以上に、予防拘禁的な性質が強い刑であったと言える。そのことは、同白書において、「自動的無期刑は、おそらく自動的不定期刑と表現した方が、より正確である」とされているところからも認められる。

こうした自動的無期刑の性質は、次に述べる公衆保護のための不定期刑において、一層強化されたかたちで現れることになる。

4 公衆保護のための不定期刑

（1）概説

公衆保護のための不定期刑（IPP: Indeterminate sentence for Public Protection）は、2003年刑事司法法によって導入され、自動的無期刑に代わって、2005年4月4日以降の犯行に適用されるようになった。

IPPは、その名のとおり、刑期が定められていない不定期刑であり、厳密には無期刑とは区別される。しかし、IPPが言い渡された場合、裁判所は最低拘禁期間を定めなければならないが、IPP受刑者は、最低拘禁期間が経過すれば自動的に仮釈放されるわけではなく、仮釈放委員会の審査を受

け、「公衆への危険性」が仮釈放を許容できる程度に低減していると認められてはじめて仮釈放資格が得られることになっており、そうでなければ不定期に拘禁が継続される。このように、IPPはそのシステムが無期刑と全く同様のものとなっていて、無期刑の一種として取り扱われている⁽²⁷⁾。

(2) 「危険な犯罪者」に対する量刑スキーム

2003年刑事司法法5章は、「危険な犯罪者」(dangerous offenders)に対する新しい量刑スキームを採用したが、IPPはそのスキーム内に位置付けられている。この量刑スキームの概要は、次のとおりである⁽²⁸⁾。

まず、以下の要件が充たされなければならない。

- ① 被告人が有罪判決を受けた犯罪が「特定犯罪」(specified offence)に該当すること(同法224条1項)
- ② 被告人には、さらに「特定犯罪」を犯すことによって、公衆に「重大な害悪」(serious harm)を及ぼす「著しい危険性」(significant risk)があると認められること(同法225条1項b)
- ③ 被告人を1983年精神保健法による入院命令の対象にできないこと

①の「特定犯罪」は、同法附則15のパート1に定められている「特定暴力犯罪」(specified violent offences)と、パート2に定められている「特定性犯罪」(specified sexual offences)である(同法224条3項)。「特定暴力犯罪」としては、65の犯罪が列挙されており、「特定性犯罪」としては、88の犯罪が列挙されていて、合計すると153にのぼる。これには、「特定暴力犯罪」又は「特定性犯罪」の幫助、教唆、助言、あっせん、勧誘、共謀又は未遂も含まれている。

具体的には、別表1の「IPP」欄のうち、「特定犯罪」欄に○印を付している犯罪である。このうち、暴力犯罪は「特定暴力犯罪」に、性犯罪は「特定性犯罪」に該当する。

次に、②のとおり、被告人がさらに「特定犯罪」を犯すことによって公衆に「重大な害悪」を及ぼす「著しい危険性」があると認められなければ

ならない。

被告人が将来犯す危険がある「特定犯罪」は、有罪判決を受けた犯罪と同種のものでなくてもよい⁽²⁹⁾。したがって、暴力犯罪で有罪判決を受けた被告人が、将来は性犯罪をすることによって公衆に「重大な害悪」を及ぼす危険があると認められれば、「著しい危険性」があると認められる可能性がある⁽³⁰⁾。この「重大な害悪」とは、死亡または身体の重大な傷害を意味し、身体的なものであっても、精神的なものであってもよいとされている（同法 224 条 3 項）。

「著しい危険性」のうちの「著しい」とは、可能性が低い場合やわずかな場合を除くためのものである⁽³¹⁾。その判断は裁判所に委ねられているものの、判断方法は以下のように法律で定められている（同法 229 条）。

まず、被告人に「特定犯罪」の前科がない場合、あるいは被告人が 18 歳未満の場合には、裁判所は、犯罪の性質及び状況（同条 2 項(a)）、当該犯罪がその一部となっている行動パターン及び被告人のそれぞれに関するあらゆる情報を考慮して「著しい危険性」の有無を判断できる（同条 2 項(b)及び(c)）。

他方、被告人が 18 歳以上で、「特定犯罪」の前科がある場合には、裁判所は被告人に「著しい危険性」があるものと「推定」しなければならないものとされている。ただし、犯罪の性質及び状況、当該犯罪がその一部となっている行動パターン及び被告人のそれぞれに関するあらゆる情報を考慮した上で、被告人に危険性があると結論付けるのは不合理であると判断した場合は、この推定を覆してよい（同条 3 項）。

このように「特定犯罪」の前科がある場合には、被告人の「著しい危険性」が推定される点で、自動的無期刑と同様の「二振法推定」がなされているとの指摘がある⁽³²⁾。この前科はいつのものであるかも問わないので、何年も前の青年時代に強制わいせつの前科があれば、裁判所はその被告人に「著しい危険性」があると推定しなければならない。これでは裁判所が「著しい危険性」を判断することにした意味がないという批判が、既に立

法後間もなくからなされていた⁽³³⁾。

前述した①から③の要件が満たされた場合、裁判所は、被告人に対し

- (a) 裁量的無期刑
- (b) IPP
- (c) 加重刑 (extended sentence)

のうち、いずれかの刑を言い渡さなければならない。

このうち、裁判所が(a)の裁量的無期刑を言い渡すことができるのは、被告人が有罪判決を受けた犯罪が「特定犯罪」に該当し、かつ、「重大犯罪」(serious offence)にも該当する場合で、裁判所が犯罪の重大性から裁量的無期刑を言い渡すのを相当と認めたときである(同法 225 条(b))。この「重大犯罪」とは、「特定犯罪」のうち、18 歳以上の成人であれば 10 年以上の有期刑又は無期刑に処せられる犯罪をいう(同法 224 条 2 項(b))。

裁判所が(b)の IPP を言い渡すことができるのも、被告人が有罪判決を受けた犯罪が「特定犯罪」に該当し、かつ、「重大犯罪」にも該当する場合であるが、裁判所が裁量的無期刑を言い渡すのを相当と認めなかったときである(同法 225 条 3 項)。要するに、裁量的無期刑に相当するほど犯罪が重大と言えない場合であっても、無期刑と同様の機能を有する IPP を言い渡すことができるようになっている。

裁判所が(c)の加重刑を言い渡すことができるのは、被告人が有罪判決を受けた犯罪が「特定犯罪」ではあるが、「重大犯罪」には該当しない場合である(同法 227 条 2 項)⁽³⁴⁾。

なお、以上のスキームとは無関係に、裁判所は従来どおりの基準で裁量的無期刑を言い渡すこともできる(同法 225 条 2 項(a))。

「重大犯罪」は、別表 1 の「IPP」欄のうち、「重大犯罪」欄に○印を付しているものである。「特定犯罪」は全部で 153 が列挙されていたが、「重大犯罪」はそのうち 99 のものが該当している。前述したように「重大犯罪」は、成人であれば 10 年以上の刑に処せられる犯罪であるから、裁量的無期刑相当の犯罪ばかりを対象としていた自動的無期刑と異なり、IPP

は相当広範囲の犯罪を取り込もうとしていたことが分かる。

以上の量刑スキームを整理したのが、次の図1である。

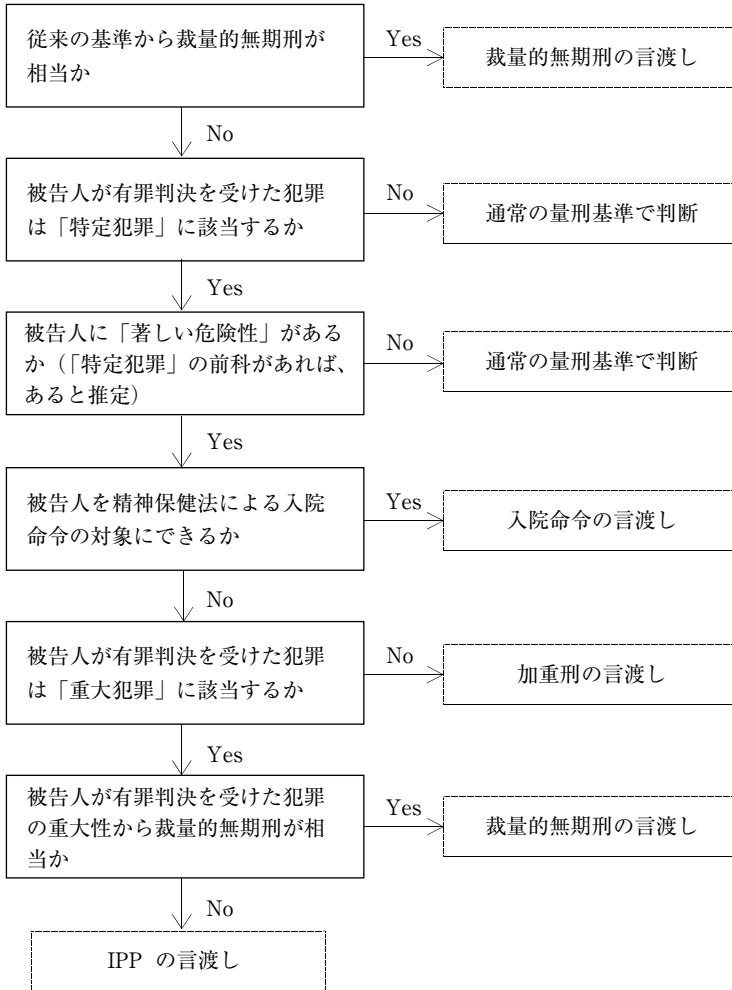


図1 18歳以上の「危険な犯罪者」に対する量刑スキーム

(3) 少年に対する公衆保護のための無期拘禁

以上の量刑スキームは、被告人が18歳未満の少年であっても適用され

る。被告人が少年の場合には、裁量的無期刑に代わって裁量的無期拘禁に処せられ（同法 226 条 2 項）、IPP に代わって公衆保護のための無期拘禁（detention for public protection）に処せられ（同法 226 条 3 項）、加重刑に代わって加重拘禁（extended sentence of detention）に処せられる（同法 228 条 2 項）。

ただし、被告人が少年の場合には、「重大犯罪」にも該当するため裁量的無期拘禁又は公衆保護のための無期拘禁に処することができる場合であっても、それに代えて加重拘禁に処できるとされている（同法 228 条 1 項(b)）。

(4) 批判と廃止

「危険な犯罪者」に対する量刑スキームの中に位置づけられた IPP であったが、IPP は、施行後も混乱を招き、厳しい批判にさらされることになった。こうした IPP に関する議論の詳細は後述するが、主に以下のような批判がなされた⁽³⁵⁾。

- ・ 対象が広すぎて、重大な犯罪をした者だけではなく、重大でない犯罪をした者にも言い渡されている
- ・ 短い最低拘禁期間で IPP を言い渡された多くの受刑者がおり、彼らは釈放されるために社会にとって危険ではないことを示す必要があるが、長い最低拘禁期間に慣れている刑務所や仮釈放システムでは、彼らを処遇、審査することが重圧となっている。
- ・ こうした刑務所等の執行機関側の遅延が、受刑者からは不確実かつ不正義なものと考えられ、訴訟に結びついている。
- ・ IPP を言い渡された受刑者が急増し、刑務所の過剰拘禁を招いている。

IPP を巡る批判や混乱を受けて、英国政府は、2008 年刑事司法及び入管法（Criminal Justice and Immigration Act 2008）により、IPP の適用を制限する方向で、2003 年刑事司法法の一部改正を行った。

具体的には、IPPを言い渡すには、被告人が有罪判決を受けた犯罪が「特定犯罪」及び「重大犯罪」に該当する場合であることに加えて、定期刑であれば4年以上の刑期に相当しなければならないものとし（同法225条3B項）、犯罪の重大性からの限定を加えた。

もともと、同改正により、同法附則15Aは新たに「非常に重大な前科」を定め、被告人にこれらの前科がある場合は、被告人が訴追されている犯罪が定期刑で4年以上の刑期に相当しない場合であっても、IPPを言い渡すことができるものとした（同法225条3A項）。この「非常に重大な前科」とされたものは、別表1「IPP」欄の「重大前科」欄に○印を付した犯罪である⁽³⁶⁾。

また、被告人に「特定犯罪」の前科があるときには「著しい危険性」があると「推定」とするとの規定を廃止して、「著しい危険性」の判断を裁判所の裁量に委ねた（同法225条3項）。

この改正は、2008年7月14日以降に有罪判決を受けた者から適用されるようになったが、遡及効は認められなかった。そのため、時期によってIPPを言い渡された受刑者と言い渡されずに済んだ受刑者が混在するようになり、さらに批判を招くこととなった。

このようにIPPの適用を制限する方向で改正が行われたものの、その後もIPPに対する批判や混乱は収まらなかった。IPPは労働党政権下で導入されたものであったが、保守党及び自由民主党との連立政権が発足して政権交代がなされた後、英国政府はIPPの「非常に重大な問題」⁽³⁷⁾に対応するとして、2012年12月2日でIPPを廃止した。そして、同月3日から導入されたのが、次に述べる新たな自動的無期刑である。

5 新・自動的無期刑

(1) 概説

2012年法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰法（Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012）は、2003年刑事司法法を改正し、

IPPに代わって、新たな自動的無期刑を導入した。この「新・自動的無期刑」は、2012年12月3日以降に有罪判決を受けた者から適用されることになった。

なお、新・自動的無期刑については、有罪判決言渡し時に18歳以上の者に限って適用されることになっている（同法224条Aの1項(a)）。

(2) 新・自動的無期刑の言渡し基準

新・自動的無期刑を言い渡すためには、以下の要件が充たされなければならない。

- ① 被告人が2003年刑事司法法附則15Bパート1に定められた犯罪(listed offence)で有罪判決を受けたこと(同条1項(a))。対象となる犯罪については、別表1の「新・自動的無期刑」欄に○を付したものである。故殺をはじめとする暴力犯罪、強姦をはじめとする性犯罪に加えて、新たにテロ犯罪が対象とされていることが注目されるが、全部で44の犯罪が定められている。
- ② 「量刑条件」(sentence condition)を充たしていること(同条3項)。具体的には、裁判所が、有罪とされた犯罪について、10年以上の有期刑が相当であると認める場合でなければならない。
- ③ 「前科条件」(previous offence condition)を充たしていること(同条4項)。具体的には、被告人に犯行時に同法附則15Bに定められた犯罪で有罪判決を受けた前科があり、かつ、その前科で無期刑を言い渡されていた場合はその最低拘禁期間が5年以上(未決拘禁日数を除く)、有期刑を言い渡されていた場合は刑期が10年以上(未決拘禁日数を除く)でなければならない。
- ④ 裁判所は、以上の①から③の要件を充たしても、(a)有罪とされた犯罪、(b)前科の犯罪及び(c)刑を言い渡される被告人にそれぞれ関連した事情を考慮して、無期刑を言い渡すことが正義に反するような「特別な事情」(particular circumstances)があると認めた場合には、無期

刑を言い渡さなくてよい。この点で、新・自動的無期刑では裁判所の裁量が認められており、要件を充たせば必ず無期刑が言い渡されるといえるものではなく、むしろ、

(3) 導入後の情況

このように IPP が廃止され、より要件が厳しく、かつ、裁判所の裁量を認めた新・自動的無期刑が導入されたことを歓迎する見解は、とりわけ②の「量刑条件」で10年、③の「前科条件」で5年ないし10年という長期間の刑に相当するものに限定したことから、ほとんどの犯罪者がこの条件を充たすことはなく、新・自動的無期刑の対象にはならないであろうと予測している⁽⁴⁰⁾。

しかし、新・自動的無期刑によって IPP が廃止されたにもかかわらず、すでに有罪判決を受けて IPP を言い渡された者に対する遡及効は認められなかった。

英国政府は、その理由として、裁判所によって適法に言い渡された判決を政策変更だけを理由に変更することは正当でも適切でもなく、事後的な法律の改正ですでに言い渡された判決を変更するのも一般的ではない、裁判所がリスクマネジメントの問題を考慮して判決を言い渡したのであるから、変更は困難であるとしている⁽⁴¹⁾。IPP に問題があるとして廃止しておきながら、引き続き IPP による受刑を継続させることについては批判があり、英国政府も、遡及効は認めない立場を維持しつつも、2016年5月に仮釈放委員会に対して IPP 受刑者の状況を改善するように指示している⁽⁴²⁾。

6 小 括

これまで見てきたように、英国の無期刑制度はわが国と異なって、その性質や科刑要件がまちまちであり、非常に複雑になっている。参考までに各無期刑の特徴を比較対照のためにまとめたのが、別表2である。

別表2 各無期刑の特徴一覧

	裁量的無期刑	必要的無期刑	自動的無期刑	IPP		新・自動的無期刑
				(2008年改正前)	(2008年改正後)	
対象犯罪	暴力犯罪、性犯罪、薬物犯罪、司法に對する罪などのうち、最高刑が無期刑とされているもの	謀殺	一定の暴力犯罪及び性犯罪	一定の暴力犯罪及び性犯罪	一定の暴力犯罪及び性犯罪	一定の暴力犯罪 性犯罪及びテロ犯罪
対象犯罪の数	50以上	1	13	「特定犯罪」(153)「重大犯罪」(99)	「特定犯罪」(153)「重大犯罪」(99)	44
科刑の要件	裁判所の裁量による。デゾン事件判決によれば ・犯罪の重大性 ・被告人の不安定性 ・再犯のおそれがある犯罪の重大性	・謀殺で有罪認定されたこと	・対象犯罪の前科があること ・対象犯罪で有罪認定されたこと ・裁判所が「例外的な事情」があると認めないこと	・「特定犯罪」かつ「重大犯罪」で有罪認定されたこと ・裁判所が裁量的無期刑を相当と認めないこと ・さらに「特定犯罪」を犯すことによつて、公衆に「重大な害悪」を及ぼす「著しい危険性」があること ※ただし、被告人が18歳以上で、「特定犯罪」の前科がある場合には、「著しい危険性」があると推定される	・「特定犯罪」かつ「重大犯罪」で有罪認定されたこと ・有期刑であれば4年以上の刑が相当であること ※ただし、被告人に「重大前科」がある場合には、この要件は不要 ・裁判所が裁量的無期刑を相当と認めないこと ・さらに「特定犯罪」を犯すことによつて、公衆に「重大な害悪」を及ぼす「著しい危険性」があること ※「著しい危険性」の推定規定を廃止し、裁判官の裁量によるものとした。	・対象犯罪で有罪認定されたこと ・有期刑であれば10年以上の刑が相当であること ・対象犯罪の前科があること ・前科のとき、無期刑を言い渡されていれは最低拘禁期間が5年以上、有期刑を言い渡されていれは10年以上であること ・裁判所が「特別な事情」があると認めないこと
18歳未満への適用	あり	あり	なし (犯行時基準)	あり	あり	なし (判決言渡し時基準)

危険な犯罪者に対する予防拘禁としての性質を有する裁量的無期刑、「独特の凶悪な犯罪」とされている謀殺の重大性に対する回顧的な非難として唯一の刑となっている必要的無期刑は、前者が危険性、後者が犯罪の重大性を重視している点で、対照的な存在であると言える。他方で、暴力犯罪及び性犯罪を繰り返す危険な犯罪者に対し、より無期刑を活用する方針で導入された自動的無期刑は、IPPによってさらに広範な犯罪者に適用されることになった。しかし、それが様々な問題を引き起こし、現在では新・自動的無期刑として再出発することになったわけであるが、無期刑のような重い刑罰を巡ってこうしたダイナミックな変化が短期間のうちに起ることは、わが国ではおよそ考えにくいであろう。

別表2からは、例えばIPPは科刑要件としての犯罪の重大性をかなり緩やかにした一方で、「危険性」を適用要件とするなど、行為責任よりも行為者の危険性を重視した無期刑として制度設計されたが、新・自動的無期刑はその反動から「危険性」を要件とせず、過去の前科及び現在の犯罪行為に基づいて裁判所が判断できるようにしているなど、行為責任を重視する方向へと変化していることが読み取れる。このように英国の無期刑は、行為責任と行為者の危険性との間を行き来しながら、その適用範囲を変化させてきたという側面も見ることができる。

Ⅲ 最低拘禁期間

1 最低拘禁期間の概念

冒頭でも述べたように、全ての無期刑受刑者には、最低拘禁期間が設定される。この最低拘禁期間は、かつては「タリフ」と言われ、「応報及び抑止」(retribution and deterrence)を目的として、無期刑受刑者が「刑罰」(punishment)として最低限拘禁されなければならない期間を意味し、犯罪の重大性を考慮して回顧的に決定される。

最低拘禁期間について注意を要するのは、最低拘禁期間が満了すると受

刑者は仮釈放されるのではなく、仮釈放資格を得るだけであるということである。すなわち、最低拘禁期間の満了により、無期刑受刑者は仮釈放審査を受けられるようになるが、仮釈放審査によって「公衆への危険性」が低減したと認められない限り、仮釈放されることはない。

このことは英国内でも誤解されやすいようである。例えば、2006年6月、13歳未満の少女を誘拐し、3回にわたって「挿入による暴行」（2003年性犯罪法2条）をしたとして有罪判決を受けた被告人が、有罪答弁をしたことや未決拘禁日数が考慮されて、最低拘禁期間が5年と108日と設定されたことにつき、新聞では「少女の誘拐犯に5年の刑」といった見出しで報道されたという⁽⁴³⁾。しかし、英国では定期刑であれば早期仮釈放制度により刑期の2分の1で自動的に仮釈放が認められるから、最低拘禁期間が12年であれば、定期刑なら24年に相当する⁽⁴⁴⁾。この事例で言えば、定期刑なら10年に相当することになるのであるから、「5年の刑」というのはミスリーディングであることは明らかである。最低拘禁期間制度に対するこうした誤解は、最低拘禁期間が「タリフ」と言われていたころから指摘されていたにもかかわらず⁽⁴⁵⁾、これを解くのは容易ではないようである。

2 最低拘禁期間の設定

(1) 概説

最低拘禁期間は、かつては内務大臣が設定していたこともあったが、現在では裁判所によって設定される。最低拘禁期間の設定は、必要的無期刑については2003年刑事司法法269条から277条に、裁量的無期刑、自動的無期刑、IPP及び新・自動的無期刑については2000年刑事裁判所権限（量刑）法82条Aに定められている。

以下では、まず裁量的無期刑など、必要的無期刑以外の最低拘禁期間の設定について見た後、必要的無期刑の最低拘禁期間の設定について見ていくことにする。

（2）裁量的無期刑などの場合

2000年刑事裁判所権限（量刑）法82条Aによれば、裁判所は、裁量的無期刑等の最低拘禁期間の設定にあたって、犯罪の重大性（犯罪が複数ある場合はその全体の重大性）、未決拘禁期間及び早期仮釈放条項について適切に考慮するものとされている（同条3項）。

裁判所は、犯罪の重大性から、最低拘禁期間を設定するべきではないと判断したときは、最低拘禁期間を設定しないことも認められている（同条4項）。これは、最低拘禁期間が終身とされる場合であるが、もし犯行時18歳未満の少年について最低拘禁期間が終身とされた場合には、司法大臣が適切な時期に見直すものとされている（同条5項及び6項）。

裁量的無期刑の最低拘禁期間の設定にあたっては、さらに以下の原則が適用される⁽⁴⁶⁾。

- ・ 最低拘禁期間は、犯罪に対する刑罰、応報及び抑止に相応しい期間でなければならないが、公衆の保護を考慮することは許されない。したがって、行為者の危険性から公衆を保護するために最低拘禁期間を長くすることは禁じられる。
- ・ 裁量的無期刑等で最低拘禁期間を終身とするのは、「最も例外的な場合」でなければならない。
- ・ 最低拘禁期間を設定する場合、裁判所は未決拘禁日数全てをその期間に算入しなければならない。
- ・ 量刑をする裁判官は、2003年刑事司法法244条が定期刑の言渡しを受けた受刑者は刑期の2分の1で仮釈放されるものとしていることを考慮し、公開の法廷において、もし無期刑が言い渡されなかったら言い渡されたであろう定期刑の刑期を明らかにして、通常はその2分の1を最低拘禁期間として設定しなければならない。

ただし、成人の犯罪者で、それよりも長い最低拘禁期間を適切とするような例外的な事情がある場合には、その3分の2まで長い最低拘禁期間を設定することができる。

- ・ 2003年刑事司法法144条1項及び174条2項は、被告人が有罪答弁をした場合、裁判所は、被告人が手続のどの段階で有罪答弁の意思を示したか及びそのような意思が示された状況を考慮し、減軽するものとしているが、2007年の量刑ガイドライン委員会による「有罪答弁に対する量刑の減軽」ガイドライン⁽⁴⁷⁾によると、裁量的無期刑等の最低拘禁期間の設定にあたっては、被告人が有罪答弁をした場合、定期刑と同様の減軽をするものとされている。具体的には、手続の最も早い段階である「最初の合理的な機会」(first reasonable opportunity)で有罪答弁をした者は刑期の3分の1の減軽を、次の段階である「公判期日の設定後」(after a trial date is set)で有罪答弁をした者は刑期の4分の1の減軽を、最も遅い段階である「法廷の入口／公判開始後」(door of the court / after trial begun)で有罪答弁をした者は刑期の10分の1の減軽をすることが推奨されている。

こうした最低拘禁期間の設定の具体的な例として、前述した少女誘拐犯の手続を見てみると、裁判官は犯罪の重大性から、定期刑であれば18年の刑が相当であると判断したものの、有罪答弁を理由として3分の1を減じて、12年の刑が相当であるとした。最低拘禁期間はその2分の1であるから、6年となり、そこから未決拘禁日数を全て算入して、最低拘禁期間は最終的に5年と108日間と設定された⁽⁴⁸⁾。

(3) 必要的無期刑の場合

2003年刑事司法法269条によれば、裁量的無期刑と同様に、裁判所は、最低拘禁期間の設定にあたって、犯罪の重大性(犯罪が複数ある場合はその全体の重大性)を適切に考慮するとともに、未決拘禁日数についても適切に考慮するものとされ(同条3項)、犯行時21歳以上の者に限って、犯罪の重大性から最低拘禁期間を終身とすることも認めている(同条4項)。

しかし、必要的無期刑の場合、裁量的無期刑と異なり、裁判所は同法附則21に定める一般原則及び犯罪に関連するあらゆる指示を考慮しなけれ

ばならないとされている（同条5項）。

この附則21は、必要的無期刑受刑者の最低拘禁期間を設定するにあたっての「出発点」（starting point）を定めているもので、犯罪の重大性に応じて、最低拘禁期間の出発点を「12年」から「終身」までの5段階に分けている。裁量的無期刑の場合は、犯罪の重大性の認定は完全に裁判官の裁量に任されているので、それと比べると必要的無期刑では裁判官の裁量に制約が設けられている。しかもこの附則は、大臣命令によって改正することも認められているので（同条6項）、裁判官の裁量に立法及び行政サイドからの制約を加えることを可能にもしている。この附則の詳細は、以下のとおりである⁽⁴⁹⁾。

まず裁判所は、犯罪の重大性に応じて、以下の①～⑤のうちから、最低拘禁期間の出発点を定めなければならない。

- ① 最低拘禁期間の出発点を「終身」とするのが相当なのは、犯罪（犯罪が複数の場合はその全体）の重大性が例外的に大きい場合である（同附則4条1項(a)）。通常このような場合に該当するものとしては
- ・ 被害者が2人以上の謀殺であって、高度の計画性又は予謀の明確性、殺害前に被害者を誘拐、性的又はサディスティックな行為のいずれかを伴う場合（同条2項(a)）
 - ・ 誘拐後の児童（18歳未満の者。以下同じ）の謀殺、性的又はサディスティックな動機を伴う児童の謀殺（同(b)）
 - ・ 職務遂行中の警察官又は刑務官の謀殺⁽⁵⁰⁾
 - ・ 政治的、宗教的、人種的又はイデオロギー的な目的を推進するための謀殺（同(c)）
 - ・ 謀殺の前科がある者による謀殺（同(d)）

とされている。このように出発点を「終身」とできるのは、犯行時21歳以上の者に限る（同条1項(b)）。

- ② 最低拘禁期間の出発点を「30年」とするのが相当なのは、「終身」とするには至らないものの、犯罪の重大性が特に高い場合である（同

5条1項(a))。通常このような場合に該当するものとしては

- ・ 銃火器又は爆発物を使用した謀殺 (同条2項(b))
- ・ 利益目的での謀殺。例えば、契約に基づく殺害、侵入強窃盗時の殺害 (同条2項(c))
- ・ 司法妨害目的での謀殺。例えば、証人の謀殺 (同条2項(d))
- ・ 性的又はサディスティックな行為を伴う謀殺 (同条2項(e))
- ・ 終身が適切な場合を除いた、被害者が2人以上の謀殺 (同条2項(f))
- ・ 人種、宗教、性的嗜好、障害又は性同一性を理由とした謀殺 (同条2項(g))
- ・ 終身を出発点とするのが相当であるが、犯行時21歳未満の者による謀殺 (同条2項(h))

とされている。このように出発点を「30年」とできるのは、犯行時18歳以上の者に限る (同条1項(b))。

- ③ 出発点を「25年」とするのが相当な場合としては、①又は②には該当しないものの、犯罪が十分に重大である場合で (同5A条1項)、具体的には

- ・ 謀殺の実行時に、ナイフ等の武器を使用した場合。武器は用法上のものであってもよい (同条2項)。

このように出発点を25年とできるのも、犯行時18歳以上の者に限る。

- ④ 出発点を「15年」とするのが相当な場合としては、①、②及び③のいずれにも該当しない場合である。なお、犯行時18歳以上の者に限る (同6条)。

- ⑤ 出発点を「12年」とするのが相当なのは、犯行時に18歳未満の者による、あらゆる謀殺の場合である (同7条)。

裁判所は、以上の①から⑤までのいずれかの出発点を定めた後、以下に述べるような加重又は減軽事由を考慮して、最終的な最低拘禁期間を決定

する（同附則 8 条）⁽⁵³⁾。

① 加重事由（同附則 10 条）

- ・ 高度の計画性又は予謀の明確性（同条(a)）
- ・ 被害者が年齢又は障害により非常に脆弱な状況にあった（同条(b)）
- ・ 死の前に、被害者に精神的又は身体的苦痛を強制した（同条(c)）
- ・ 信用ある地位を乱用した（同条(d)）
- ・ 犯罪の実行を促進するため、他の者を強要又は脅迫した（同条(e)）
- ・ 被害者は公共サービスを提供していたか、公務を遂行していた（同条(f)）
- ・ 遺体の隠匿、損壊又は切断（同条(g)）

② 減輕事由（同附則 11 条）

- ・ 殺害の故意というより、重大な身体傷害の故意だった（同条(a)）
- ・ 予謀の欠如（同条(b)）
- ・ 行為者の責任を減輕するような精神疾患又は精神障害があった（限定責任能力の防御にまでは該当しない場合）（同条(c)）
- ・ 行為者が挑発された（例えば長期ストレス）（同条(d)）⁽⁵⁴⁾
- ・ 行為者が少しでも自己防御のため又は暴力のおそれがある状況で行為した（同条(e)）⁽⁵⁵⁾
- ・ 行為者が慈悲のための謀殺だと信じていた（同条(f)）
- ・ 行為者の年齢（同条(g)）

③ それ以外の加重減輕事由（同附則 12 条）

2003 年刑事司法法によるものとして、被告人の前科、保釈中の犯罪、有罪答弁がある。

- ・ 被告人の前科が加重事由となるのは、それが合理的であると認められる場合である（同法 143 条 2 項）。合理的であるか否かは、前科と有罪判決を受けた犯罪との関係、前科からの時間の経過を特に考慮しなければならない。
- ・ 保釈中の犯行は、加重事由となる（同法 143 条 3 項）。

- ・ 被告人が有罪答弁をした場合、前述した量刑ガイドライン⁽⁵⁶⁾によれば、必要的無期刑では裁量的無期刑の場合よりも減軽の程度が限定されている。

具体的には、裁判所は他の減軽事由との関係で最低拘禁期間が不適切に短期間とならないように考慮しつつ、有罪答弁による減軽が相当と認められるときは、最低拘禁期間の6分の1又は5年のいずれをも超えない限度で減軽をすることができる。このような減軽が行えるのは、「最初の合理的な機会」で進んで有罪答弁をしたような場合に限られ、手続の遅い段階での有罪答弁は、最低拘禁期間の5%の減軽が推奨される。その上で、裁判所は、加重及び減軽後の最低拘禁期間が犯罪の重大性を適切に反映しているか、出発点も考慮しながら再度検討すべきとされる。

裁判官は、以上のプロセスを経て最低拘禁期間を設定したら、その理由を公開の法廷で、日常の言葉を使って述べなければならない（2003年刑事司法法 270 条 1 項）。その際には、附則 21 の出発点のうち、どの出発点を選択したのかを理由を付して述べ、出発点から逸脱がある場合は、その理由も述べなければならない（同条 2 項）。

設定された最低拘禁期間に対しては、被告人又は法務総裁から通常の判決と同様に上訴することができる（同法 271 条）。

- (1) Nigel Stone revised by Neil Stone, *A COMPANION GUIDE TO LIFE SENTENCES*, 2nd ed (2008), p. 25
- (2) 英国では、薬物を A 級（ヘロイン、コカイン、LSD、エクスタシー、メタドン等）、B 級（覚せい剤、バルビツレート等）、C 級（大麻、テマゼバン等）に分類している（清野憲一「英国刑事法務事情（5）」刑事法ジャーナル 7 号（2007 年）36 頁参照）。
- (3) Stephen Livingstone et al., *PRISON LAW*, 5th ed (2015), p. 557.
- (4) *Hodgson* (1967) 52 Cr App R 113.
- (5) *R v. Wilkinson* (1983) 5 Cr App R 105.
- (6) Stephen Livingstone et al., *PRISON LAW*, 2nd ed (1999), p. 557.

- (7) *Chapman* (2000) 1 Cr App R 77.
- (8) N. Stone et al., *op. cit.*, 2nd ed (2008), p. 26, Nicola Padfield, *Beyond the Tariff*, (2002), pp. 3-4.
- (9) Jonathan Herring, *criminal law*, 9th ed (2015), p. 158.
- (10) 前掲清野「英国刑事法務事情（5）」刑事法ジャーナル7号（2007年）30頁。
- (11) かつては「被害者の挑発に基づく激怒状態」（provocation）の防御として認められていたものが、2009年検屍官及び司法法（Coroners and Justice Act 2009）54条によって「自己制御の欠如」の防御に差し替えられた（前掲清野「英国刑事法務事情（14）」刑事法ジャーナル14号（2009年）83頁参照）。
- (12) J. Herring, *op. cit.*, p. 180.
- (13) J. Herring, *op. cit.*, p. 155.
- (14) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5th ed, p. 561.
- (15) N. Padfield, *op. cit.*, p. 5.
- (16) *Ibid.*
- (17) J. Herring, *op. cit.*, pp. 159-160.
- (18) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5th ed, p. 560.
- (19) Barry Mitchell and Julian V Roberts, *Exploring the Mandatory Life Sentence for Murder*, (2012), pp. 55-65.
- (20) B. Mitchell et al., *op. cit.* p. 58.
- (21) *Ibid.*, pp. 55-56.
- (22) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5th ed, p. 577.
- (23) *Ibid.*
- (24) N. Stone et al., *op. cit.*, p. 34.
- (25) *Protecting the Public*, cm3190 (1996), pp. 46-48.
- (26) N. Padfield, *op. cit.*, p. 12.
- (27) N. Stone et al., *op. cit.*, pp. 34-36, S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5th ed, pp. 558-559.
- (28) N. Stone et al., *op. cit.*, p. 35.
- (29) Richard Ward and Olwen M Davies, *THE CRIMINAL JUSTICE ACT 2003 – A PRACTITIONER'S GUIDE*, (2004), p. 205.
- (30) *Ibid.*, p. 208.
- (31) *Ibid.*, p. 207.
- (32) Andrew Keogh, *Criminal Justice Act 2003 – A GUIDE TO THE NEW LAW*, (2004), p. 122

- (33) R. Ward et al., *op. cit.*, p. 206.
- (34) この加重刑は定期刑であるが、裁判所は行為責任に応じた刑期に加えて、被告人がさらに「特定犯罪」を犯したときの「重大な害悪」から公衆を守るために必要と考える期間にわたって、被告人の仮釈放期間を加重して決定することができる。もっとも、加重できる期間の上限は、「特定暴力犯罪」で5年間、「特定性犯罪」で8年間とされている（2003年刑事司法法 227条4項）。
- しかし、当該犯罪の最高刑を上回って加重することは認められていない（同法 227条5項）。例えば、現に身体傷害を惹起した暴行（*assault occasioning actual bodily harm*）で3年の定期刑に処す場合には、当該犯罪は「特定暴力犯罪」であるから5年間までの加重ができることになるが、同罪の最高刑は5年間であるので、仮釈放期間の加重を4年間とすることはできず、2年間までとしなければならない（A. Keogh, *op. cit.*, p. 122.）。
- (35) Pat Strickland, House of Commons Library Briefing Paper No. 06086-*Sentences of Imprisonment for Public Protection*, (2016), p. 5.
- (36) なお、こうした「非常に重大な前科」の未遂、共謀、勧誘、幫助、教唆、助言、あっせんに加えて、2007年重大犯罪法（*Serious Crime Act 2007*）2条に定める「関与」をした場合の前科であっても、「非常に重大な前科」として取り扱われることになっていた（同附則 15 A パート 1 の 23）。
- (37) P. Strickland, *op. cit.*, p. 11.
- (38) このとき、かりに仮釈放期間の加重ができる場合であっても、その期間は無視しなければならない（同条 3 項）。
- (39) なお、同法附則 15 B は、前述したパート 1 の 44 の犯罪に加えて、既に廃止された罪の有罪判決であってもパート 1 の犯罪を構成すると認められる前科であれば、前科条件の対象にしてよいとしている。
- (40) Andrew Ashworth, *SENTENCING and CRIMINAL JUSTICE*, 6th ed, (2015), pp. 241-242.
- (41) P. Strickland, *op. cit.*, p. 13.
- (42) P. Strickland, *op. cit.*, p. 15.
- (43) N. Stone et al., *op. cit.*, pp. 1-2.
- (44) Richard Taylor, Martin Wasik and Roger Leng, *BLACKSTONE'S GUIDE TO The Criminal Justice Act 2003*, (2004), p. 210.
- (45) 例えば英国控訴院のウルフ首席裁判官は、2002年5月31日の実務声明において、それまで使用されてきた「タリフ」が刑期を意味するものであるかのように誤解されていることから、今後は「最低拘禁期間」という用語を使用するとしていた（1 WLR [2002] 1789）。

- (46) S. Livingstone et al., *op. cit.*, 5th ed, pp. 588-589.
- (47) Sentencing Guidelines Council, *Reduction in Sentence for a Guilty Plea: Definitive Guideline*, (2007), p. 9.
- (48) N. Stone et al., *op. cit.*, p. 1.
- (49) Sally Lipscombe and Jaqueline Beard, House of Commons Library Briefing Paper No. 3626-*Mandatory life sentences for murder*, (2015), pp. 6-7.
- (50) 2015年刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Act 2015) によって改正され、それまで最低拘禁期間の出発点が30年とされていたものが、終身に引き上げられた。
- (51) 2012年法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰法により一部改正され、障害又は性同一性が追加された。
- (52) 2003年刑事司法法成立時には存在しなかったが、2010年に大臣命令によって追加された。
- (53) S. Lipscombe et al., *op. cit.*, pp. 7-9.
- (54) 2009年検屍官及び司法法により「被害者の挑発に基づく激怒状態」の防御がなくなったことに関連して、「同防御に至らない場合」という文言が削除された。前掲注(11)参照。
- (55) 2009年検屍官及び司法法により「暴力のおそれがある状況」が追加された。
- (56) Sentencing Guidelines Council, *op. cit.*, pp. 8-9.